

青森県報

号外第一号

平成三十年
一月十九日
(金曜日)

目次

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……一

○右 同……………同……………二

○右 同……………同……………二

○右 同……………同……………三

○右 同……………同……………四

○右 同……………同……………五

○右 同……………同……………六

○右 同……………同……………七

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュおおわに店

南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田二七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	平成 二六・五・二〇

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	平成 二六・五・二〇

四 届出年月日

平成二十九年十月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び大鰐町役場

2 期間

平成三十年一月十九日から同年五月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、大鰐町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年五月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ幸畑店

青森市幸畑三丁目一の八

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	平成 二六・五・二〇	平成 二六・五・二〇	年月日	年月日

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	平成 二六・五・二〇	平成 二六・五・二〇	年月日	年月日

四 届出年月日

平成二十九年十月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成三十年一月十九日から同年五月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成三十年五月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ黒石店

黒石市錦町二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	変 更 後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	変 更 年月日	平成 二六・五・二〇
-------	--	-------	--	------------	---------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	変 更 後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	変 更 年月日	平成 二六・五・二〇
-------	--	-------	--	------------	---------------

四 届出年月日

平成二十九年十月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び黒石市役所

2 期間

平成三十年一月十九日から同年五月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成三十年五月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

野辺地ショッピングセンター

上北郡野辺地町字二本木二三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	変 更 後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	変 更 年月日	平成 二六・五・二〇
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	変更なし				

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	変更なし	変更 年月日
変 更 後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	平成 二六・五・二〇

四 届出年月日

平成二十九年十月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び野辺地町役場

2 期間

平成三十年一月十九日から同年五月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成三十年五月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三戸ショッピングセンター

三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	平成 二六・五・二〇
変 更 後	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	変更なし	年月日

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	平成 二六・五・二〇
変 更 後	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	変更なし	年月日

株式会社大創産業 青森県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博丈	変更なし	
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二 〇丁目一の二一 代表取締役 鶴羽樹	変更なし	
株式会社社長吉屋 三沢市松園町三丁目二の七 代表取締役 吉田憲司	変更なし	

四 届出年月日

平成二十九年十月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三戸町役場

2 期間

平成三十年一月十九日から同年五月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成三十年五月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン平内ショッピングセンター
東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢四〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	変更後 マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	変更年月日 平成二六・五・三〇
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二の二〇 代表取締役 川村暢朗	変更なし	
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎三丁目三の二 代表取締役 佐藤隆	変更なし	

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	変更後 マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	変更年月日 平成二六・五・三〇
---	---	--------------------

株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二の二〇 代表取締役 川村暢朗	変更なし	
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二 〇丁目一の二一 代表取締役 鶴羽樹	変更なし	

四 届出年月日

平成二十九年十月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び平内町役場

2 期間

平成三十年一月十九日から同年五月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、平内町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年五月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン板柳ショッピングセンター

北津軽郡板柳町大字灰沼字東二六五の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	平成 二六・五・二〇	平成 二六・五・二〇
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四 代表取締役 野中正人	変更なし		
株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水四五〇の一 代表取締役 捧雄一郎	変更なし		

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	平成 二六・五・二〇	平成 二六・五・二〇

株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四 代表取締役 野中正人	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野博丈	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二丁目一の二一 代表取締役 鶴羽樹	株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水四五〇一の 代表取締役 捧雄一郎
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

四 届出年月日

平成二十九年十月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び板柳町役場

2 期間

平成三十年一月十九日から同年五月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、板柳町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成三十年五月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブ・大野店

青森市大字大野字前田七三の四外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

代表取締役 秦勝重

三 青森市の意見の概要

当該店舗に接する歩道は、大野小学校の通学路であることから、登下校時における児童が、駐車場に出入りする車両により交通事故に遭わないよう、配慮すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成三十年一月十九日から同年二月十九日まで

3

時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭